

株式会社関家具に対する排除措置命令について(違反行為の概要)

株式会社関家具は、次の(1)～(3)の行為を行うことにより、
小売業者にエルゴヒューマンを参考売価(※)で販売するようにさせていた。

※関家具が定めた小売価格



(1) 小売業者から参考売価で販売する旨の同意を得る



(2) - 1 ①インターネット上における販売価格を監視すること ②小売業者からの情報を受けること により、値引き販売をしている小売業者を把握する



(2) - 2 (2) - 1で把握した値引き販売をしている小売業者に参考売価での販売を要請する



(3) (2) - 2の要請した後も値引き販売を継続している小売業者への出荷価格を引き上げる

